

### 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金受付中

地球温暖化対策や電力の強靱化を図るための住宅用設備等を導入した方に、設置費用の一部を補助します。

- ▶対象・補助上限額
  - ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)(停電時自立運転機能あり) = 10万円
  - ・定置用リチウムイオン蓄電システム = 7万円
  - ・窓の断熱改修 = 8万円
  - ・太陽熱利用システム = 5万円
  - ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 = V2Hの併設の有無により15万円または10万円
  - ・V2H充放電設備 = 25万円

- ▶主な要件
  - ①補助対象設備を導入した住宅に自ら居住し、本市に住民登録がある方
  - ②世帯全員が市税等を滞納していない

③補助対象設備の設置工事等補助事業に着手する日が、令和7年4月1日以降である

※その他の要件も、申請前に必ずご確認ください。

▶申請方法 = 補助対象設備等の設置後に、所定の交付申請書に必要書類を添えて申請(郵送・メール不可)

▶受付締切 = 令和8年2月27日(金)(市役所閉庁日を除く)

※予算額に達し次第、締め切り。

☎(70) 0386

☎(70) 0386



補助金の詳細(市ホームページ)▶

### 後期基本計画策定に伴う タウンミーティングを開催

市では、まちづくりの方向性を示す「大網白里市第6次総合計画」の後期基本計画の策定作業を進めています。

後期基本計画の策定に当たり、皆さんのご意見を伺いたく、タウンミーティングを開催します。

本市をより良いまちとするために、ぜひ、ご意見をお聞かせください。

▶日時・会場

日 時	会 場
6月28日(土) 10時~	中部コミュニティセンター視聴覚室
6月28日(土) 14時~	農村環境改善センター農事研修室
7月6日(日) 10時~	中央公民館1階講義室

※事前申込不要。

☎(70) 0315

### 合併処理浄化槽の設置補助金受付中

単独浄化槽や汲取便槽を利用している住宅では、トイレ排水以外の生活排水が未処理のまま排出されており、河川等の汚れの原因の一つになっています。

合併処理浄化槽設置にかかる費用を補助しますので、この機会にご利用ください。

▶対象 = 市内在住者で、汲取便槽・単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換する方(下水道計画区域、農業集落排水事業区域、コミュニティ・プラント事業区域、大規模開発区域を除く)

▶補助上限金額

①単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- ・5人槽(612,000円)
- ・6人~10人槽(694,000円)

②汲取便槽から合併処理浄化槽への転換

- ・5人槽(532,000円)
- ・6人~10人槽(614,000円)

▶申請方法 = 交付申請書に必要書類を添えて提出(郵送、メール不可)

▶注意事項

・新築・改築に伴い新たに浄化槽を設置する場合や、既に設置済み、または工事等に着手中のものは対象外。

・その他の要件は要相談。

・補助金申請後、決定通知の到着までは工事を行わないでください。先行した場合は補助金の対象外です。※予算額に達し次第、締め切り。

☎(70) 0386

☎(70) 0386

### あなたの住まいの耐震は大丈夫ですか? ~木造住宅耐震診断・改修補助事業補助金~

木造住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助します。自宅の耐震性を確保し、大地震に備えましょう。

◆耐震診断とは

旧耐震基準で設計されている建物の耐震性を確認します。健康診断同様、まずは建物の状態を知ることから始めましょう。

◆耐震改修とは

耐震診断の結果、耐震性が不足している建物の構造を補強します。

▶対象建物

- ①市内に所在している
- ②昭和56年5月31日以前に着工されたもの

③一戸建て

④在来軸組工法により建築され、地上2階建以下のもの

▶主な要件

①対象木造住宅を自己居住のために所有し、本市に住民登録がある方

②世帯全員が市税等を滞納していない

▶補助上限額

・耐震診断 = 8万円(費用の3分の2)

・耐震改修 = 100万円(設計・工事・監理費用の3分の2)

※予算額に達し次第、

締め切り。

☎(70) 0366



▲耐震補助について(市ホームページ)

### 情報公開制度・個人情報保護制度の 利用方法と運用結果

市では、市が保有する公文書を公開するためのルール(情報公開制度)および個人情報保護法に基づき、保有する個人情報を適正に取り扱うためのルール(個人情報保護制度)を定め、運用しています。市政に関する情報の公開・開示は、皆さんからの請求に基づいて行っています。なお、行政情報コーナー(市役所1階受付)では、市の予算書等を閲覧することができますので、ご利用ください。

◆情報公開制度

市が保有するすべての公文書が対象となります。ただし、個人情報や法令または条例の規定などによって公開することができない情報は対象となりません。

▶情報公開の請求

公開の請求は各窓口で行えます。受付日の翌日から原則15日以内に公開・非公開の決定を行い、公開できる場合は、公開の日時をお知らせします。公開は、写しの交付により行います。

▶情報公開の請求ができる方

- ①市内在住の方
- ②市内に事務所または事業所がある方
- ③市内に在勤または在学している方
- ④市の行う事務または事業に利害関係を有する方

▶請求方法 = 情報公開請求書により請求してください。

▶請求書配布場所 = 市役所1階行政情報コーナー ※市ホームページからもダウンロードできます。

▶費用 = 公文書の写し片面1ページにつき10円(A4単色の場合)

▶決定に不服があるとき

部分公開または非公開の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。決定に不服

があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

◆個人情報保護制度

個人の権利利益の保護と個人情報を適正に取り扱うため、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求することができます。

ただし、法令などにより開示することができないとき、開示することにより第三者の正当な権利利益を侵害する恐れがあるときなど、開示できない場合があります。

▶開示の請求

開示の請求は各窓口で行えます。受付日の翌日から原則15日以内に開示・不開示の決定を行い、開示できる場合は、開示の日時をお知らせします。開示は、写しの交付により行います。

▶個人情報の開示請求ができる方

- ①自己に関する個人情報を市が保有している方
- ②①に該当する者の代理人

▶請求方法 = 保有個人情報開示請求書に本人、または代理人であることを証明する書類を添えて請求

▶請求書配布場所 = 市役所1階行政情報コーナー ※市ホームページからもダウンロードできます。

▶費用 = 公文書の写し片面1ページにつき10円(A4単色の場合)

▶決定に不服があるとき

部分公開または非公開の決定をした場合、決定通知書にその理由を示します。決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

☎(70) 0300

☎(70) 0300

#### ●令和6年度の情報公開制度の運用結果

請求件数

年度	請求件数	処理件数
令和6年度	42件	42件
令和5年度(参考)	58件	58件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	公開	部分公開	非公開	不存在	存否不回答	取下げ	合計
市長	24件	10件	0件	4件	0件	0件	38件
教育委員会	3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
市議会	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
合計	28件	10件	0件	4件	0件	0件	42件

部分公開とした理由

理由	件数
法令秘情報	1件
個人に関する情報	6件
法人等に関する情報	4件
公共の安全等に関する情報	3件
合計	14件

※複数の非公開理由に該当する場合は、それぞれに計上しています。

審査請求の処理状況

年度	件数		処理状況					
	継続	新規	裁決 認容一部認容棄却却下	実施機関で 裁決手続中	審査会に 諮問中	実施機関 で検討中	取下げ	
5	0	1			1			
6	1	0	1					

#### ●令和6年度個人情報保護制度の運用結果

開示請求件数

年度	請求件数	処理件数
令和6年度	5件	5件
令和5年度(参考)	33件	33件

実施機関別の決定の内訳

実施機関名	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	合計
市長	2件	1件	0件	1件	0件	4件
農業委員会	1件	0件	0件	0件	0件	1件
合計	3件	1件	0件	1件	0件	5件

部分開示とした理由

理由	件数
個人に関する情報	1件
合計	1件

審査請求の処理状況

年度	件数		処理状況					
	継続	新規	裁決 認容一部認容棄却却下	実施機関で 裁決手続中	審査会に 諮問中	実施機関 で検討中	取下げ	
6	0	0						

#### ●市議会の個人情報保護制度の運用結果

令和6年度の市議会が保有する個人情報に対する、開示、訂正等の請求はありませんでした。

耕作放棄地はイノシシの格好のすみかです。定期的な刈り払いなど維持管理をしてください。遭遇した場合は、刺激をしないようゆっくりと立ち去りましょう。

☎(70) 0345